

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	一種(令和4年3月31日まで)

警 察 庁 丁 交 企 発 第 8 0 号
令 和 3 年 3 月 3 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自転車の点検整備を促進するための継続的な取組について(通達)

自転車活用推進計画では、自転車事故のない安全で安心な社会の実現のため、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進することとされている。

これまでも「交通安全教育の機会等を活用した自転車の点検整備の促進について(通達)」(令和2年4月1日付け警察庁丁交企発第72号。以下「旧通達」という。)等により、自転車の点検整備の重要性等について周知を図ってきたところであるが、整備不良が要因と考えられる自転車事故は毎年一定程度発生しており、継続的に取組を推進する必要がある。

各都道府県警察にあっては、自転車の安全利用を一層図るため、下記のとおり、関係機関・団体と連携し、点検整備の促進に配慮した諸活動を推進されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 点検整備の重要性を認識させる交通安全教育及び広報啓発

自転車の運転前の点検や定期的な点検整備の実施は、自転車の安全性を継続的に確保するとともに、交通安全意識の醸成にもつながる。

自転車の安全利用に関する交通安全教育や広報啓発の実施に当たっては、関係機関・団体及び自転車販売店等の事業者等と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領についても周知を図ること。

その際は、参加・体験・実践型による指導のほか、リーフレットや動画配信等の視聴覚に訴える教材を活用するなどして、十分な理解を得られるよう配慮すること。また、自転車関連交通事故件数は減少傾向にあるものの、自転車対歩行者の交通事故件数は横ばいで推移しており、高額賠償事故も発生していることから、損害賠償責任保険等の加入の必要性についても理解させるよう努めること。

2 街頭における指導啓発活動の推進

自転車利用者に対して、各種街頭活動を通じた安全指導を行う際は、交通事故防止の観点から、交通ルールの遵守に加え、定期的に自転車の点検整備を受け、自転車を安全に利用できる状態を維持することの重要性についても周知に努めること。

3 その他配慮事項

自転車活用推進計画の策定等に参画する場合には、学校や企業等における交通安全教育、全ての年齢層に対するヘルメットの着用等に加え、点検整備や損害賠償責任保険等加入の促進についても推進されるよう配慮すること。また、自治体、教育委員会、学校等の関係機関に対しては、自転車関連交通事故の防止に資する協力依頼、連携、要請等の実施に配慮すること。